平成２１年（フ）第６４６５号
大阪市鶴見区浜３丁目９番49号
債務者　國定　　錦
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６２４号
大阪市平野区喜連東３丁目11番39号　永橋マンション203号
債務者　木下　勝美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８７１号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目４番地　Ｅ２―202
債務者　後藤シゲノ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０７４号
大阪府八尾市新家町４丁目44番地の１
債務者　瀬戸口滿朗
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１８０号
大阪府箕面市西宿３丁目11番８号
債務者　合田　剛也
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２７７号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目15番２号　ワイズシステムビル202号
債務者　宮内　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３２５号
大阪市中央区上本町西２丁目１番11―903号
債務者　松久保伸一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５２９号
大阪市城東区諏訪３丁目12番15―207号
債務者　三原　燈美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６７１号
大阪府枚方市新之栄町29番６号
債務者　前村　安美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８０９号
大阪市北区長柄西２―３―12　レアレア梅田５番館805号室、住民票上の住所京都市山科区西野櫃川町64番地の７
債務者　髙田　久美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０５６号
大阪市生野区勝山北１丁目６番４号
債務者　大森こと　洪　　雪子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０９０号
大阪府豊中市新千里南町２丁目６番18―111号
債務者　澤谷代志子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１１０号
大阪市淀川区新高５丁目13番16号
債務者　大前　耕一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１１１号
大阪府交野市梅が枝27番201号
債務者　大湯美代子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２３０号
大阪府枚方市中宮西之町10番57号
債務者　林　　清二
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２５１号
大阪市港区波除２丁目11番５号　ハイツ美作301号
債務者　岸　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２８５号
大阪市浪速区日本橋西１丁目８番６―902号
債務者　溝川　千絵
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３１４号
大阪市淀川区十八条３丁目12番19号
債務者　島﨑　哲治
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部